

国語

(2024)

- (注意事項)
- 1 問題文は17ページあります。
 - 2 解答は解答用紙の所定欄に記入してください。下書きは、問題冊子の余白を利用してください。ただし、回収はしませんので採点の対象とはなりません。
 - 3 解答は一部記述を含むマークセンス方式となっていますので、解答用紙の注意事項をよく読み解答してください。
 - 4 受験番号・氏名・フリガナは、監督者の指示に従って、解答用紙の所定欄に丁寧に記入してください。
 - 5 解答用紙にマークセンス方式の受験番号欄があります。受験番号をマークする際は濃く丁寧にぬってください。
 - 6 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページ落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。

第一問 次の文章は筒井清輝による著書の第4章の一部である。これを読んで、後の問いに答えなさい。

現在、人権外交への関心が大きくなり、国際人権へのさらなる貢献への機運が高まっているのだが、この動きを主導しているのが保守派と見られる政治家であることもあって、中国や北朝鮮に圧力をかけるための道具として使われているという批判もある。しかし、第2章で見てきたように、当初の動機はどうあれ、国家が国際人権にコミットすることは、簡単には降りられないレールの上を走り出すことであり、人権規範に冷淡であったり反対したりするよりは、はるかに望ましいアプローチである。ただし、これまでに強調してきた通り、国際人権で肝要なのはその普遍性であり、国際人権規範に基づいて中国や北朝鮮を批判するのであれば、ミャンマーでもイランでも、同盟国アメリカでも、ひどい人権侵害があればそれを批判することができなければならない。日本版マグニツキー法の制定やジェノサイド条約の批准などの法制度の整備があれば、日本の人権に対するコミットメントは普遍性を持ち、どの国で起きた人権侵害にも対応できるようになりうる。

また、人権原則を掲げて他国を批判すれば、それが自国の人権状況に対する批判として返ってくる可能性があることも認識しておかなければならない。アメリカとソ連の間でそのような応酬があったことは前章で見た通りであるし、これからアメリカと中国の間でお互いの人権批判が国内の政治にも影響を与える可能性がある。その場合、アメリカのような民主主義国の方が、人権運動家が外からの批判を活用して政府を批判することの有効性が高く、人権状況に対する影響が早く出やすい。

すでに日本でも、価値観外交の進展と並行して、安倍政権には国内での政治運営の手法やレトリックについて、人権と民主主義の観点から様々な批判が浴びせられてきた。外交面で人権にコミットする立場を打ち出した安倍政権は、これらの批判を全て無視するわけにはいかず、慰安婦問題では被害者に寄り添う謝罪メッセージを出し、マイノリティーの権利に関してはアイヌ新法やヘイトスピーチ規制法、部落差別解消推進法など様々な人権関連の法整備を行った。これらの法律は罰則規定が不十分だという批判もあるが、その後、いくつかの訴訟で使われるなどしており、人権向上のために有効に機能する可能性は十分にある。そして、安倍政権のこれらの対応は、外に向けてリベラルなメッセージを発信してきたことで、国内での政策にも一定の一貫性を持たせなければならなくなるという、多くの国家が経験してきた「空虚な約束のパラドックス」に似た展開であった。

最後に、日本の価値観外交が本格的な人権外交に発展するのであれば、同時にその限界についてもしっかり認識しておかなければならない。近年、人権制裁が効果的かどうかという議論も盛んになってきているが、例えば日本が中国に対して新疆ウイグルでの人権侵害に抗議して制裁を發動したとして、それですぐに中国が状況を改善すると考える人はほとんどいないであろう。中国のような大国への制裁は特に短期間には効きにくい

のだが、中央アフリカ共和国やモルディブなどの小国に対してであっても、日本が一国の力で簡単に他国の人権の実践を変えられるような状況はほとんどない。人権制裁においては、他の国際人権の道具と同様に、国際社会で協力して当事国に圧力をかけることによる漸進的な効果を期待しつつ、人権侵害を見逃ごさないし、許さないという意味表示を行うという象徴的な意味も重要なのである。

日本と国際人権との関わりは、1919年の人種平等原則の提案などを例外として、主に日本が国際人権に影響されるというベクトルで展開してきた。日本から国際人権に関する新たな提言が行われることは少なかったのだが、2000年代に入って部落解放同盟を母体とする国際人権NGOであるIMADRが、インドのカースト差別解消に取り組むNGOなどと連帯して、職業と門地に基づく差別の撤廃に関する決議の国連での採択を実現した。これが、日本から新しい人権問題を発信した最初の例と言われる(Tsutsui 2018)。その他にも日本の市民社会も政府も国際人権の発展に様々な貢献はしてきたが、発信力という点では、さらなる飛躍が望まれる。

そのためにも、国際人権規範を理解し、国内の人権問題に対する批判にしろ、国外の人権侵害への対応にしろ、リベラルな国際秩序の中核をなす国として適切な行動を取らなければならない。これまでの日本の国際人権との関わりを歴史を見ると、日本国内での人権に対する理解が国際的な人権感覚とずれている時に、日本が人権関連で批判にさらされる局面が出てきたことがわかる。例えば、第二次大戦中の人権侵害に対する謝罪や補償などの外交的対応では、日本は、国際社会での過去の人権侵害にまで遡っての謝罪や和解に関する規範の強さ・方向性を読み損ね、様々な批判を浴びることになった。この問題では、後手後手に回った対応のために、現在でも歴史問題が大きな外交課題となった状況が続いている。また、アイヌの先住民権運動でも、当初先住民権に関する理解が浅く、批判を受ける立場にあったが、この問題では次第にアイヌの運動に⁽⁶⁾応えて、法改正などを進め、現在では先住民権に対して比較的理解のある国と捉えられている。ただ、現在の夫婦別姓や同性婚などのジェンダーに関する議論や移民・難民の問題などでも、国際人権で主流となっている理解と日本の議論や対応との間にズレがある場面が多いことは否めず、これらの分野では特にこのギャップを縮める努力が必要になってくる。

もちろん、国際人権の議論を100%所与のものとして、常に無批判に受け入れなくてはいけないというわけではない。第3章で見たように、現在の国際人権の議論では、当該国の文化的・制度的伝統を尊重しつつ、その社会に受け入れられやすい形で⁽⁷⁾普遍的な人権理念を土着化(vernacularization)させるようなアプローチの重要性が高まっており、国際人権規範を日本社会のあり方と接合する努力は重要である(Merry 2006)。これは、国際人権が西洋発の思想であるという見方が強い地域で、普遍性の名の下に人権理念を上から押し付けることに対する倫理的疑問と反省を踏まえて出てきたアプローチである。

例えば、日本での夫婦別姓・別氏に関する議論について考えてみよう。国際社会でこの制度が女性差別であると批判され、国連女性差別撤廃委員会から何度も改善勧告を受けていることや、日本以外でこの制度を持つ国がほとんどないことなどは、制度廃止の十分な論拠となりうるように思える。しかし、反対派は夫婦別姓・別氏を認めれば日本の⁽⁸⁾伝統的な家族制度が崩壊し、国家の基盤をも揺るがすという論陣を張っている。このような議論に対しては、国際基準の議論だけでなく、近代以前の日本社会で氏を持った一部の人間の間では夫婦別氏が普通であったこと、明治時代に入ってから最初の30年以上にわたって夫婦別氏制度が取られており、1898年の民法で初めて夫婦同氏が法制化されたことなどの、日本の伝統を踏まえた夫婦別姓・別氏のための議論をする方が有効であろう。反対派は、夫婦同姓・同氏を日本的な人権のあり方として認めてもらいたいのであれば、ただ日本の伝統だからとか、これまで続いてきた慣習だからというだけではなく、その必要性を国際社会で理解が得られるような形で説明できなければならない。

今後日本が国際社会で名誉ある地位を占めようとするならば、国家・企業・市民社会・メディア・大学・個人などあらゆる行為主体が、適切に人権問題と向き合い対応する力、言わば「⁽⁹⁾人権力」を身につけなければならない。それは、例えば政府がミャンマーでの人権侵害に対して制裁を加えるべきか、北京オリンピックでの外交ボイコットに踏み切るべきかと言った判断に際して、国際人権規範を念頭に、また人権以外の国益との兼ね合いも考えながら総合的に判断する力である。政府だけでなく、企業であれば、^(注4)サプライチェーンの先で^(注5)スウェットショップ労働が行われていないことを確認する人権^(注6)デューデリジエンスの実行。学校であればブラック校則と呼ばれるような理不尽な規則で、例えば生まれつき茶色い髪を黒髪に染めさせるといった、生徒に対する人権侵害をしていないか。個人であれば、周りで人種差別的発言を聞いた時にそれに同調するのか、それを批判するのか。それぞれの立場で「人権力」を強化する努力が求められる。様々な人権関連の失言などで、関係者が開催直前に辞任に追い込まれた東京五輪実行委員会や、アイヌに関する報道の中で、典型的な差別発言をそうと認識できずに後に謝罪を余儀なくされた民放の情報番組などは、「人権力」のなさが現れた典型的な例であろう。こうした事態を防ぐためには、組織のレベルでは、日頃からリスク・マネージメントとして人権関連の案件に対応する準備をし、個人のレベルでも人権関連の報道に目を向け、遠い国での問題にも関心を払い、自分にも関わる問題であるという意識を持つことが重要である。

また、より具体的に⁽¹⁰⁾国内での「人権力」強化を進めるためには、1993年に採択されたパリ原則で規定され、国際人権機関からもしばしば勧告を受けている、国内人権機構の設立など、国際基準を満たすような国内の制度整備や啓発活動を進めることが重要であろう。国レベルでのこれらの施策によって、人権理念の主流化、すなわち政府、地方公共団体、さらには企業や学校などの組織で、人権理念の実現が目指されるといふ波及効果

が期待できる。さらに、人権教育のための国連10年（1995～2004年）の成果を参考に、近年盛んになってきている人権教育を進め、次世代の日本人が人権の本質を理解することも欠かせない。そうした教育・啓発活動の中で、人権理念の長い歴史を学び、現在の国際人権が、圧政と戦い、差別を克服し、自由を勝ち取るための世界中での多くの人々の闘いの中で勝ち取られてきたものであり、市民による不断の努力で支え続けなければ、いとも簡単に崩れてしまうものであることを認識しなければならぬ。同調圧力が強いと言われる日本で特に大事なものは、異議申し立てをする市民やNGOの主張に耳を傾け、その主張に同意しなくても、誰もが人権を主張できる権利を守ることである。普遍的人権理念の中での人権を主張する権利の重要性は、国連がわざわざ人権擁護者に関する宣言（Declaration on the Human Rights Defenders）を1998年に採択し、2008年からは人権擁護者の状況に関する特別報告者（Special Rapporteur on the situation of human rights defenders）を指名して、人権保護のために活動する個人や組織を守ることに尽力していることでも明らかである。

国際社会は経済力や軍事力が幅利かせる世界であり、これからもその重要性は変わらないであろう。その中で「人権力」が持つ影響力はまだ微々たるものかもしれない。しかし、⁽¹¹⁾100年前の国際政治ではほぼ無意味であった「人権力」が、今では誰も無視できない要因の一つとなっている。さらに、これまでは主に政治の世界での議論であった人権が、近年は国際経済でも環境問題やガバナンスなどともに重要な論点となっており、ESG投資やSDGsなどの形で日本のビジネスの世界でも大きな注目を浴びてきている。軍事力で世界をリードしようという志向の薄い日本だからこそ、経済力を立て直した上で、「人権力」で世界の先頭に立つて、国際人権の発展に貢献するというのはこれからの日本にとって大事な指針の一つになりうるのではないだろうか。

（筒井清輝『人権と国家——理念の力と国際政治の現実』による。なお、出題に際して一部本文の表記等を改めてある）

注1 マグニツキー法¹¹二〇一二年にアメリカで制定された法律。人権侵害に関係した他国の団体や個人に、資産凍結や入国禁止などの制裁を科すもの。

注2 ジェノサイド条約¹²一九四八年に国連総会で採択された、集団虐殺を禁止する条約。

注3 価値観外交¹³民主主義や法の支配、市場経済、基本的人権の尊重といった価値観を共有する国家との関係を強化しようとする外交政策。

注4 サプライチェーン¹⁴商品が消費者に届くまでの、原材料調達・製造・物流・販売といった一連の流れ。

注5 スウェットショップ労働¹⁵低賃金かつ劣悪な条件で労働者を働かせること。

注6 人権デューデリジェンスⅡ企業活動において、人権リスクを抑えようとする取り組み。

注7 E S G 投資Ⅱ環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) を考慮して、投資先の企業を決定すること。

一 傍線部(1)「国家が国際人権にコミットすることは、簡単には降りられないレールの上を走り出すこと」とあるが、筆者がここで述べようとしているのはどのようなことか。本文全体の内容を踏まえた説明として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

1 国家が人権問題に取り組む以上、難民の扱いやマイノリティーへの差別に対する国内での諸問題については国際的な規範に基づいて法整備を行う必要があるが、現在の日本の状況は中国や北朝鮮などで起きている人権侵害と変わらないこと

2 国際的な人権問題に取り組む際は、普遍的な人権の枠組みに基づく規範の中で対応することが必要であり、人権侵害について批判されている中国や北朝鮮、ミャンマー、イランなども、実際には予め定められた国際的なレールの上で人権の問題を扱っていること

3 国際的な人権規範が当然のものとなる中で、様々な国家で起きている人権侵害の状況は批判的に扱うべきであり、安倍政権下で人権に関する法整備を行ってきた日本は、他国の協力を得ずとも十分に効果を期待できる制裁を発動する必要があること

4 国家が人権問題に取り組むことは国際的な規範によって示された既定路線であり、そこから外れるのは難しいが、国内の政治運営の手法やレトリックにおいてであれば、人権と民主主義の観点から批判が浴びせられるような事態が生じるのはやむを得ないこと

5 国家が国際的な人権問題に取り組む際は、他国で生じる人権侵害を批判するだけでなく自国での人権に関わる法制度の整備を行って適切に行動しなければならず、また人権規範が国際的に広く共有されているために、そこから外れた態度を取るのが難しくなること

二 傍線部(2)(4)(6)の言葉の意味として最も適当なものを次の中からそれぞれ一つ選び、その番号をマークしなさい。

(2) マイノリティー

- 1 国家的権力者
- 2 社会的少数者
- 3 制度的被害者
- 4 文化的発信者
- 5 政治的批判者

(4) 漸進的

- 1 実現までの時間が長く感じられること
- 2 実現への前向きな意志が示されること
- 3 実現までにあまり時間がかからないこと
- 4 段階を経て徐々に実現していくこと
- 5 やつとのことでの実現可能になること

(6) ジェンダー

- 1 現代における婚姻制度をめぐる多様な視点
- 2 正しい性のあり方に関する情報を発信する媒体
- 3 夫婦や性の問題といった、女性をめぐる問題の総称
- 4 男性より低い女性の地位を向上させる運動
- 5 文化的、社会的に形作られる女性、男性などの性差

三 傍線部(3)「空虚な約束のパラドックス」に似た展開」とあるが、ここではどのような展開のことを言うのか。その説明として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 他国での人権侵害に対して批判的だった政権にとって、そうした発言と一貫性を持たせるために行われた様々な法整備は、罰則規定が不十分になってしまふなど内容として到底納得できないものになったこと
- 2 対外的には国際人権規範に基づいて様々な批判を行ってきた政権が、国内においては政治手法や演説などで多くの人権侵害を繰り返しており、人権に関して異なるふたつの側面を示す結果になってしまったこと
- 3 人権や民主主義の観点で批判を浴びてきた政権が、人権原則を掲げて対外的な批判を繰り返したことで、そうした発言との整合性を持たせるために国内においても人権を遵守する制度を作らざるを得なくなったこと
- 4 他国の人権侵害を批判してきた政権がそうした発言と整合性を持たせるために法整備を行ったが、想定外の事態として、それらが実際にいくつかの訴訟で使われて判例になったこと
- 5 他国の人権侵害を批判してきた政権が、国内のマイノリティーに対しては多くの問題発言を行っており、そうした政権によって行われた法整備はほとんど実効性のないものになってしまったこと

四 傍線部(5)「リベラルな国際秩序の中核をなす国として適切な行動を取らなければならない」とあるが、これは筆者のどのような主張を述べたものか。その説明として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 歴史問題や先住民の人権などで問題のあった日本だが、これらに適切な対応を行ったことで民主主義国家として中心的位置を占めつつある。
- 2 民主主義国家間での国際協調で中心的役割を果たしている以上、日本は国際的な人権規範と国内での議論との差異を解消していく必要がある。
- 3 移民や難民、先住民族の人権についての法整備が日本ではまだ不十分であり、このままでは民主主義陣営の中心になることは難しい。
- 4 日本は民主主義国家として中心的位置にあり、アイヌの運動への対応をはじめとして人権問題においても国際的に高く評価されている。
- 5 日本は人権規範を示しその遵守を主導できる国家として見られている以上、過去に犯した人権問題についても対応を行わなければならない。

五 傍線部(7)「普遍的人権理念を土着化 (vernacularization) させるようなアプローチ」とあるが、その説明として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 地域ごとに異なる現代の社会状況を踏まえて革新的な人権のあり方を模索することで、世界に受け入れられやすい枠組みを構築すること
- 2 西洋の人権理念がそれとは異なる地域や文化には受け入れられないことを認め、民族的な枠組みを基本とした人権のあり方を模索すること
- 3 国際人権の理念を押しつけるのではなく地域ごとの文化や歴史などを踏まえて議論し、その社会で受け入れられる人権のあり方をめざすこと
- 4 国際人権の理念は普遍的なものであり、地域による差異を解消して広めていく必要があるため、人々を説得してそれに従わせること
- 5 西洋の人権理念を受け入れることが難しい地域に対しては、個別にその枠組みを調整することで、ある程度の人権侵害は許容していくこと

六 傍線部(8)「伝統的な家族制度」とあるが、これに対して筆者は「伝統」をどのように捉えているか。その説明として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 伝統とは近代以前から形作られた慣習であることが通常であり、特に日本のように長い歴史を持っている国家においては、西洋から入ってくる価値観よりも重視され、尊重されている。
- 2 伝統とはたとえ近代以降に形作られたものであってもその地域や文化にとっては重要なものであり、西洋から入ってきた価値観によって安易に書き換えるようなことがあってはならない。
- 3 伝統とみなされているものであっても、事実関係を調べてみると必ずしも歴史的に引き継がれてきたわけではなく、近代以降に形作られたものが伝統として認識されている場合もある。
- 4 伝統や慣習とは必ずしも古くから続くものではなく、近代以降に形作られているような新しい伝統もあるが、それらもあくまで歴史の一つとして認めていくことが必要である。
- 5 伝統や慣習とは打破すべきものであり、日本の家族制度は国連女性差別撤廃委員会から何度も勧告を受けているため、近い将来において改善がなされなくてはならない。

七 傍線部(9)「人権力」の概念に当てはまるものはどれか。その説明として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 人権に関わる問題が世界の様々な地域や共同体で起きていることを認識し、新たな問題が起きないように監視できる力
- 2 国家や企業、学校といった社会共同体にはそれぞれの人権の形があることを認識し、その共同体ごとの考え方を許容できる力
- 3 人権侵害に対しては常に批判的な態度を明らかにし、自国の政権が行使しようとする不当な権力に対して抵抗できる力
- 4 人権侵害について注視し、対応すべき課題が生じた際には適切に行動するとともに、自分にも関わる問題として意識できる力
- 5 人権を守るために何が必要かを議論し、国家や企業、学校などの共同体で生じる問題について制度整備を行うことで対応できる力

八 傍線部(10)「国内での「人権力」強化を進める」とあるが、そのために筆者は何が重要だと考えているか。六十字以内で説明しなさい。

※〈解答は、マークシート裏面の所定欄をよく確認したうえで、そこに記述すること。〉

九 傍線部(11)「100年前の国際政治ではほぼ無意味であった「人権力」とあるが、約100年前の1925年に制定された治安維持法は人々の人権を奪い、プロレタリア文学を弾圧する根拠となった。プロレタリア文学を代表する作家である小林多喜二の作品を次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 人間失格
- 2 蟹工船
- 3 地獄変
- 4 小僧の神様
- 5 セメント樽の中の手紙

- 一〇 この文章の特徴や論理展開について指摘したものと最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。
 - 1 日本の人権に関わる諸問題について具体的に言及しながら、国際社会の中で日本が今後どのように振る舞うべきなのかについて、明確な主張を展開している。
 - 2 日本における人権のあり方と欧米諸国のあり方について具体的な事例に言及しながら比較して述べており、今後は後者のほうにより接近していく方向性を模索している。
 - 3 人権をめぐる具体的な事例から出発してそれらを検証していく帰納的な論理構成で書かれており、それらを踏まえた上で最終的に「人権力」についての仮説を提唱している。
 - 4 文章は大きく前半と後半とに分かれており、前半では人権問題に関わる具体的な事例を、後半では人権とはどうあるべきかという内容を述べることで、議論を一般化している。
 - 5 人権が普遍的な理念であることを前提とした上で演繹的に議論を積み重ねており、そのため最終的な「人権力」についての結論も一般化可能なものとなっている。
- 一一 次のア～オについて問題文の内容と合致するものには1を、そうでないものには2をそれぞれマークしなさい。
- ア 日本版マグニツキー法の制定により、日本は国際的な人権問題についてある程度対応することができるようになっている。
 - イ 二十世紀以降の日本は、一部の例外はあるが、人権に関する新たな提言を行うよりも国際人権から影響を受けてきた。
 - ウ 圧政や差別との闘いを経て人権が勝ち取られてきた歴史的経緯を市民が学びさえすれば、その人権は維持される。
 - エ 現代の日本では、特に難民の問題や性をめぐる問題において、国際的な人権感覚との差異が生じている場合も少なくない。
 - オ 日本では同調圧力が強いものの、市民やNGOが人権問題について積極的に発言しており、それらが大きな影響力を持っている。

第二問 次の文章は、『浜松中納言物語』の一節である。主人公の中納言は、夢にあらわれた亡き父から、唐の国で皇帝の皇子に生まれ変わったと告げられた。渡唐した中納言は、その皇子と会い、しばらく唐で暮らすことになる。以下の場面は、優れた容貌と文才によって、唐でも日本にいたときと同様にもてはやされる中納言の姿を描いている。これを読んで、後の問いに答えなさい。

その時、大臣上達部注1の、むすめありとあるは、「他国アのかりそめの人なりとも、かくておはするほど、わが家のうちに出だし入れたてまつりて見ばや。さて子をも生み出でたらば、かばかりいみじき人の名残をとどめたらむは、えも言はざることなり」と思ひ願はぬ人なくて、さる用意をしつ(3)つ、けしきとり聞こゆれど、「わが世にてだに、さやうのこと思ひ寄りざりしを、まいて知らぬ世界ウに、さる振る舞ひをし出でたらむに、いと便(4)なからむかし。さだに行きかかりなば、帰らむとせむに、こと悪しくなりなむかし」と思ふに、皇子も忍びて、「さおもむけ思へる人いと多からむ(6)り。かならずおぼしな寄りぞ。かうこそ、ただうるはしき世界と見ゆれど、人の心いと恐ろしくて、日本ヒノもとへ帰さじ、など思ふ心つきなば、こと乱れなむ。さりとて、さるべくて生まれ給へる人の、この世の人になり果て給ひなむも、あさましきことなり。よろづよりも、母上をそむきて思はせ給はむ不孝の罪、いと恐ろし」と教へさせ給ふも、われもさ思ふことなれば、いよいよ動かれぬ(8)に、一注2の後の御父の大臣、あまたが中に五にあたるむすめ、すぐれていみじういつきかしづき給ふが、去年の十月の洞庭注3の紅葉の賀の御幸に見給ひてのち、すずろ(11)に臥し沈みなやみて、色かたちも変はりゆくを、一(12)の大臣おほきにおどろきなげきて、修法注4、読経などさわぎ給へども、よろしうなるけぢめもなし。

「いかなれば、かくはおはするぞ」となげき給ふに、「日本の中納言の、琴弾きあそび給はむを見はべらばや。それにやささか心地まぎるる、と。そこはかとなく、おどろおどろしく苦しきことははべらねど、ただうもれいたく、心地のむつかしきを」と答へ給ふに、父の大臣、「まことにかの人を見れば、病ひもやみ、命も延びぬべきさまし給へる人なり。いとかしこくおぼし寄りたり。われ迎へたてまつらむ」とて、花盛りいとおもしろきに、かかやくばかりしつと、中納言のおはする高層にまうで給へり。

〔『浜松中納言物語』による〕

注1 大臣上達部注1大臣と上達部のこと。唐の高官を日本風に表現している。

注2 一の後注2唐の皇帝の第一の後。

注3 洞庭注3洞庭湖。現在の中国湖南省にある名勝地。

注4 修法Ⅱ加持祈祷をすること。

一 傍線部(4)(6)(9)(11)の現代語訳として最も適当なものをそれぞれ一つずつ選び、その番号をマークしなさい。

(4) 便なからむかし

- | | | | |
|---|----------------|---|-------------|
| 1 | 便宜をはかってくれるだろうよ | 2 | 都合が悪いだろうよ |
| 3 | 不快になるかもしれないな | 4 | 無礼になるのが心配だな |
| 5 | 不便になるにちがいないよ | | |

(6) かならずおぼしな寄りそ

- | | | | |
|---|---------------------|---|---------------------|
| 1 | きつと思いつくことがおありでしょう | 2 | 絶対に帰国をお考えにならないでください |
| 3 | 決して好意をお寄せにならないでください | 4 | 必ずや恋の思いを寄せてくるでしょう |
| 5 | 必ずしも求愛する必要はないでしょう | | |

(9) かしづき給ふ

- | | | | |
|---|---------------|---|-------------|
| 1 | 崇拜していらっしゃる | 2 | お仕えなさっている |
| 3 | かしこまっていられっしゃる | 4 | 十分に成長なさっている |
| 5 | 大切に養育なさっている | | |

(11) すずろに

- | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-----|---|-------|---|------|
| 1 | 涙ながらに | 2 | ひっそりと | 3 | 故意に | 4 | わけもなく | 5 | 少しずつ |
|---|-------|---|-------|---|-----|---|-------|---|------|

二 波線部ア「他国」、イ「わが世」、ウ「知らぬ世界」、エ「ただうるはしき世界」、オ「この世」は、それぞれどこを指しているか。その組み合わせとして正しいものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 ア・ウは唐を、イ・エ・オは日本を指している。
- 2 ア・ウ・エは唐を、イ・オは日本を指している。
- 3 イ・オは唐を、ア・ウ・エは日本を指している。
- 4 ウ・エは唐を、ア・イ・オは日本を指している。
- 5 ウ・エ・オは唐を、ア・イは日本を指している。

三 傍線部(1)「たてまつり」は誰への敬意を表しているか。正しいものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 大臣や上達部
- 2 中納言の子
- 3 唐の皇子
- 4 中納言
- 5 大臣や上達部の娘

四 傍線部(2)「かばかりいみじき人の名残をとどめたらむは、えも言はざることなり」の解釈として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 これほど立派な中納言の子をこの国に留められたら、何とも言えず素晴らしいことだ。
- 2 これほど優れた皇子の子孫をこの世に残せたら、出生の秘密を人に告げることはすまい。
- 3 これだけ賢い子を娘の忘れ形見としてほんの一瞬でも見られたら、何とも言えず幸福なことだ。
- 4 これだけ若々しい中納言を娘の婿として迎えられたら、昔の恨みをあえて告げることはすまい。
- 5 これほど中納言にそっくりな子を我が国の皇子としてもらえたら、何とも言えず満足なことだ。

五 傍線部(3)「けしきとり聞こゆれど」の解釈として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 中納言が、唐の大臣たちの考えをおたしかめになるが
- 2 唐の大臣たちが、中納言の意向をおうかがいするが
- 3 唐の大臣たちの娘が、中納言の機嫌をとり申し上げるが
- 4 中納言が、唐の大臣たちの娘への好意を態度にお出しになるが
- 5 唐の大臣たちが、中納言に対する娘の気持ちを確認なさるが

六 傍線部(5)「さだに行きかかりなば」は、「そのように関わりが生じてしまったならば」と解釈できるが、ここでの「さ」はどのようなことを指しているか。三十字以内で具体的に説明しなさい。

※〈解答は、マークシート裏面の所定欄をよく確認したうえで、そこに記述すること。〉

七 傍線部(7)「さ思ふことなれば」について、「さ」の指示する内容として当てはまらないものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 唐の人々が日本へ帰国させないかもしれないこと
- 2 母親を嘆き悲しませるのは何よりもよくないこと
- 3 唐の人々の思惑に従ってはいけないこと
- 4 人間の執着心はとも恐ろしいこと
- 5 唐に生まれるべき宿命を背負っていたこと

八 傍線部(8)「ぬ」と同じ助動詞を次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 我は皇子に負けぬべし
- 2 京には見えぬ鳥なれば
- 3 たちまちに死ぬ
- 4 今はもて来ぬらむかし
- 5 これにこそ知られぬれ

九 傍線部(10)「見給ひて」の主語を次の中から選び、その番号をマークしなさい。

- | | | |
|------------|------------------|---------|
| 1 皇子 | 2 中納言 | 3 大臣上達部 |
| 4 一の後の父の大臣 | 5 一の後の父の大臣の五番目の娘 | |

一〇 傍線部(12)「いかなれば、かくはおはするぞ」の解釈として最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 どうして病に伏せていらつしやるのか。
- 2 どれほど中納言のことを恋しく思われているのか。
- 3 どういうわけで修法や読経をなさっているのか。
- 4 どうして去年の十月に洞庭にお出かけになったのか。
- 5 どれほど私あなたがあなたを心配しているかご存じか。

一一 次の中から問題文の内容と合致するもの一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 日本にいた時から多くの女性と交際していた中納言は、唐の女性たちとも交際すると面倒なことになると考えた。
- 2 唐の皇帝の子に生まれ変わった父は、息子の中納言に対してこの先もずっと唐に留まるように懇願した。
- 3 唐の国の一の大臣は、娘が唐の後となっていたが、日本から来た中納言と后とをなんとか結婚させたいと願った。
- 4 唐の国の大臣の娘の一人は、中納言が琴を演奏する姿を見たいと父に願い出て、父の同意を得た。
- 5 唐の国の大臣の娘たちは、中納言に恋心を抱くあまり、着飾って中納言の住む高樓に出かけて行った。

- 一二 『浜松中納言物語』は『更級日記』の作者が書いたとする伝承があった。『更級日記』の作者を次の中から選び、その番号をマークしなさい。
- 1 赤染衛門
 - 2 藤原道綱母
 - 3 和泉式部
 - 4 伊勢
 - 5 菅原孝標女

第三問 次の一、二の問いに答えなさい。

一 次の傍線部の漢字の読みをひらがな（現代仮名遣い）で解答用紙の所定欄に記しなさい。

- (1) 化けの皮を剥ぐ。
- (2) 任務を遂行する。
- (3) 枝葉末節にこだわる。

二 次の傍線部のカタカナを漢字に直して解答用紙の所定欄に記しなさい。

- (1) 美しい言葉をツムぐ。
- (2) ハクシンの演技で魅了する。
- (3) お笑い芸人にホウフクゼットウする。